

第 1 回滋賀県下水道審議会 議事概要

1 日時：平成 27 年(2015 年)10 月 8 日(木) 9：30～12：00

2 場所：滋賀県大津合同庁舎 7-C 会議室

3 出席委員等：(五十音順、敬称略)

岡本芳子委員、片山聡委員、上村照代委員、清水芳久委員、只友景士委員、
西野麻知子委員、原田優美委員、松井三郎委員、宮本和宏委員、山元直貴委員、
岸本直之臨時委員、中島淳臨時委員、松浦総一臨時委員
(事務局：拾井琵琶湖環境部長、川嶋技監、下水道課関係職員)

4 議事内容

○ 開会

事務局より、出席委員は審議会の定足数を満たしていること、および、本日の会議について後日ホームページ等で公開させていただく予定のため、会議中に写真を撮らせていただくことが報告された。

○ 琵琶湖環境部長あいさつ

○ 委員等紹介

○ 会長および副会長の選任

滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則第 16 条第 2 項に基づき、委員の互選により、松井委員が会長に、清水委員が副会長に選任された。

○ 諮問書の交付

琵琶湖環境部長より会長へ諮問書が交付された。

○ 資料の確認

(1) 下水道審議会の運営について

資料 1 により、事務局から条例および施行規則についての確認と、審議会の進め方、運営要領(案)および公開方針(案)について説明し、運営要領と公開方針が制定された。

なお、以下の意見があった。

〈委員〉公開の方針などはすべてこれでいいと思います。中身については全く問題ないかと思いますが、答申ですが、答申文書等はどういう扱いになるのかということと、それから従来ホームページ等で今回答申が出ましたというようになると思いますが、実はその資

料等を最近紙媒体等で公開しなくなっていて、県民資料室のところに紙媒体の冊子とかがなくなると将来的に公文書の保存などでリンクが切れると消滅するといった問題が生じますので、このあたりのことはまた県民情報室と検討してもらえたらと思います。それはこの会の情報公開ということだけではなくて、そういった公開されたものがどのようにストックされているのかというようなところを、県民情報室のところと検討していただけたらと思います。

〈会長〉他にないですか。それでは事務局提案どおりとさせていただきます。早速ですが傍聴希望者がおられますので、傍聴者に入室してもらいます。

(傍聴希望者の入室)

(2) 部会の設置について

資料2により事務局から基本計画部会と経営部会の2つの部会を設置することや、部会で審議する案件、部会に属する委員および臨時委員、部会長の選任案について説明し、了承された。

基本計画部会の部会長に松井委員が、経営部会の部会長に清水委員が選任された。

(3) 各審議案件の現状と課題について

資料3～6に基づいて事務局より説明。

質疑は議題(4)の説明後に一括して行った。

(4) 都道府県構想の見直しについて

資料7に基づいて事務局より説明。

○ 質疑

〈会長〉議題(3)、(4)を一括して質疑を行いたいと思います。

〈委員〉私は市町の代表としてきておりますので、まず大前提として下水道審議会とありますのでしっかり議論をつくすことが大事だと思っておりますので、その点はなにとぞよろしく願いいたします。今、県と市のいろんな議論なかで県が一方向的に進めすぎているのではないかと、あとその説明会をやったということにしても県が押し切ったという形でアライバイ作りのためにいろいろ会議をしているのではないかと、こんな指摘もじつはこちらの中で出てきていまして、決してこちらの審議会がアライバイ作りにならないようにしっかりと議論を尽くされるようお願いしたいと思っております。次回以降はぜひ簡潔に説明をいただいて意見交換の時間をしっかり取っていただきたいですし、非常に今日の説明、専

門的すぎてわかられない方も多いと思いますので、是非わかりやすい説明をお願いしたい
と思います。

まず前提として、非常に恐縮ですが、認識いただきたいのは今、県は計画などいろんな
話がありましたが、それは単に県だけでやっているのではなく市と連携をし、また、実際
には利用者である県民の皆さんから利用料をいただきながら運営をしているという仕組み
になっていますので、この「平成 26 年度滋賀県の下水道事業」という青い冊子の 15 頁 16
頁を見ていただきますと、赤く塗られている流域下水道の管路でございまして、これは県
の方で整備をさせていただいております。他 4 処理区あるわけですが、管路に接続するまで
の下水道は市町の方で整備をしているということで、このようにして県と市町が連携をし
て取り組んでいるということがあります。もうひとつこの冊子の中の 92 頁ですけれども、
ここに維持管理費の状況がありまして、それぞれの処理区別にあります。たとえば今申
し上げた湖南中部処理区でいきますと、右側の財源構成、要するに歳入ですけれども負担
金が 89.2%、一般会計 7.2%、一般会計 7.2%は県の一般会計で、負担金 89.2%は市町の方
から県の方へお渡ししているお金です。この負担金の中に市町が負担しているお金、税金
から出している分と、利用者から負担をいただいている分とがあるということで、県の事
業として説明がありましたが、県が県の事業費として県の税金を使ってやるというよりは、
むしろ利用者の負担がかなり大きな事業であるということをぜひご認識いただきたいと思
います。ということで、計画をつくる、いろいろ制度を変えるという場合には、県民の負
担にどう影響してくるかを常にぜひ認識いただく中にご審議いただきたいという風に思っ
ております。そうした中で 3 点意見を申し上げたいと思います。

一つ目が公営企業法の適用です。これは経営を透明化するという事で国の方にも推奨
されていまして、当然この公営企業法の適用というものはやるべき取り組みだと思っ
ております。ただ滋賀県の場合は琵琶湖があり、高度処理をしていますので他の県の流域下
水道よりも非常に高コストの整備をしてきているということです。資料 3 の 1 頁の囲われ
たところの真ん中に企業会計、一番特徴的なものが「資産把握、減価償却の導入」とあ
るのですが、今回のこの公営企業法を適用しますと減価償却を適用するという事、今
まで整備した分も含めて減耗する分については減価償却をして、それを費用として計上
するということになります。これによって要するに費用の分が増えるということは、利
用者の負担をどれだけ増やすのか、という議論になるわけです。実は先ほども言いま
したように、県は下水道の事業をやっていますが、各市町で管路に接続する部分につ
いては運営をしています。今、市町においても市町の管理している分については、公
営企業法の適用についてそれぞれの市町が移行しているのですが、本市の場合でい
きますとこの公営企業法の適用によって非常に利用者の負担は増します。1 割程度
であります。消費増税などのいろいろ話がある中で 1 割の負担というのは大変大き
なものです。県の流域下水道については管路プラス、終末処理のところは高度処理
をしているので、これは費用として計上すると非常に利用者の負担が増す可能性
があります。当然、公営企業法の適用、これはあるべき方向

だと思っておりますが、一方で県民の負担は増大する可能性は高いという風に思っております。その負担を本当に県民に強いるのか、原理から言うとそうではありますが、実情、県民生活からしてどうするのか、かなり跳ね上がる場合はたとえば段階的に引き上げていくとか、負担の軽減策とか、あとは場合によっては県の方でもう少し負担をしようとか、そういった議論も合わせてぜひご審議をいただきたいと思っております。この公益企業法の適用、これは本当にやるべきですけれども、やることによって負担増の可能性が大変高いので、ぜひそのあたりをご認識する中で部会でのご審議をいただきたいと思っております。

あと 2 点簡潔に申し上げます。今、下水道の普及率も大変上がっています。また汚水処理施設の接続率も上がっていますが、実は本市の単独浄化槽のところ、これは下水道区域内ですが、単独浄化槽のままであったり、合併浄化槽であってもちゃんと接続していない、公共下水道の場合もそうですがしっかりつないでいない、そういったものもあります。市の方で指導しに行っても法的な根拠がありません。建築基準法上で建物を建てるとか、増改築の場合については接続義務があるわけですが、既存のものについては既存不適合ということで、別に手を入れない限りは接続しなくていいということになっています。ただここまで、下水道の普及率等も上がってきているので是非、県なり市の条例でもいいですが、半強制的に接続させられるような条文、根拠規定をどこかに持てないのかなと、本市でも研究しているのですが、法律上なかなか上乘せするのは難しいという状況なのですが、ここまで普及しているという現状を考えれば、単独浄化槽のままですとか公共につないでいないものについてより一層の指導権限、たとえば接続命令を出すとか、言うこときかない場合には代執行するなど、より一層の強化する法則についてぜひご検討いただけないかと思っております。

あと、三つ目が平成 25 年 9 月の台風 18 号で、特に滋賀県も大きな影響があったのですがその際に南部の地域にたくさんの雨が降り、矢橋の周辺、特に草津市のところであまりにもたくさんの汚水が流れてきて、矢橋の方に流れ込まずにイオンの周辺でボンとマンホールごと吹き出したり、本市にあるポンプ場についても水没して起動しなかったということでした。このように大量に雨が降ったときにいったいどう対応するのか、県の方でもいろいろ考えていただいておりますが、これが非常に大きな課題の一つです。あともう一つ、不明水と言いまして各家から出している以外に雨が降ってきたときに、どこからかたくさん水が入ってくる、これによって今申し上げたような事態が発生したことも考えられまして、この不明水の対応も大変重要です。このあたりもご審議をいただきたいと思っております。以上 3 点十分考慮する中で、ご審議いただきたいと思っております。

〈会長〉ありがとうございます。大変重要なポイントをご説明いただけましたので、この審議会の中で今の 3 つのポイントが十分議論されるようにやっていきたいと思っております。

他にご指摘あるいはご質問はございませんか。何かご提案があればぜひどうぞ。

〈委員〉今回ざっといろいろご説明をいただいた中で、今後の課題として整理いただきたいことがございます。私ちょっと気になりましたのが例の省庁間の事業の調整のことです。これはマニュアルに基づいて構想をつくりましょうと言うものだと思いますが、法律に基づいて作る計画とそのようなマニュアルに基づいて、お勧めしますから作ってください、というものと区分けがあると思うのです。そういった意味で、今回議論するときはどういう法律や条例や規則に基づいて、どれをどうやるのか、全体構図を整理した方がいいのではないかという風に思いました。なかにはさっきのマニュアルとか、通達とかあると思うのですが、なかには最終的にできた議論が議会の議決が必要なものなのかどうかとか、最終的な意思決定のあり方をどうするのかというのを整理した方がいいのかなと思いました。

先ほどの〇〇委員からご発言があったのですが、マニュアルに基づいた調整のところと今回の基本方針のところと、少し留意しなければならないと思いましたが、あくまでもこれは県が県のレベルで考えるのだけでも、市町村の地方自治を侵すことはやらないということをごどこかで、明記ではないですが留意しておいた方がいいと思いました。と申しますのは、確かにここに出てきている見直しの農村集落排水事業の接続問題というのは、当該の自治体にとっては喫緊の課題だろうと思いますが、それぞれの自治体がこれまで整備をしてきた環境保全の目的であったり資源循環の効果であったり、住民自身、利用者自身が環境保全に関わってきたメリットもあった。しかしおそらくそれが高齢化と人口減少で維持管理が大変だという話に来ているのだと思いますけれども、そういった今までやっていた施設のそれなりの長所のようなところも、どのように残しながらやっていくのかということも含めて考える必要があるのかなと思います。

そういった意味で、もう一点共通事項というところを、県民との協働とありましたけれども、県民の意見を聴きながらそういった計画を今後つくっていくとか、それをどうしていこうとかそういった工夫も必要ではないかと思いました。

もうひとつ、すでに市町から意見が聴取されたということで書かれているわけですがけれども、今後市町からの意見を聴取するにあたって、市町自身の方でどのようにその意思決定をされたのかということに踏み込んでお聞きになってはどうかと思います。市町のレベルでも住民参画によって住民自身が自分のまちの水質保全や下水道計画について、どのような住民の合意がなされたのかとか、専門家集団だけでつくられた計画ではなくて、住民の意向・意見といったものをお聞きになられていますでしょうか、ということ市町に対して少しお聞きになったらどうかということでございます。

〈会長〉ありがとうございます。お二人の委員のご指摘で私、気がついたことが、この議論の中のベースとして、新しくできた水循環基本法という法律があります。それから同時に成立した都市雨水利用というのがあります。雨水をどう利用するか、これは洪水対策でつくった法律なのでこの法律は水の基本的な問題と関係しますから、議論の中でどこかで

この法律と整合性というかこの法律をどううまく下水道とつなげるかこの辺を議論していただきたいと思います。それは下水道の範囲からは少し広いフレームで必要になりますので、琵琶湖環境部長もおられるところですので、下水道と違うその辺のところをつなげていただけたらと思いますので、お願いいたします。

他にいかがでしょうか。ご指摘いただくことはございませんか、〇〇委員。

〈委員〉勉強することばかりでがんばります。

〈会長〉ありがとうございます。〇〇委員、今の段階で質問点がございましたら。

〈委員〉質問すること自体がわからないですけども、本当に身近なことですのでより良いようになるように、勉強させていただきたいと思いました。

〈会長〉〇〇委員の問題提起に対して市民の代表としていろいろご意見いただきたいと思っておりますので。

〈委員〉値段が上がるのは困りますしね。端的に言えば。今でも水道代よりも下水道の代金の方が絶対に高いので、それはしかたがないと受け止めておりますが現状が何も変わらないのに、もしいろんなことで上がる、そのいろんなことが上がるのがちょっと理解できるのかなと思います。

〈会長〉なるほど。初めてお越しになってどうですか。

〈委員〉ありがとうございます。〇〇です。私、〇〇委員の3点すぐくすときまして、これからこの委員会に出席させていただく責務が大きいなと認識しました。私も先週月曜日に茨城県常総市に災害ボランティアとして参加させていただきまして、仕事の方で行ったのですが、やはり不明水とか汚水などが影響してかなり衛生状態が悪い状態も目の当たりにしましたし、かなりの被害も確認しましたので、そういうところで不明水や雨水の対策が大きな問題だと思います。

また高齢化の方が滋賀県も深刻な状況になっておりますし、限界集落の方で一人でも住人がいるのにその辺はどうするのか、打ち切るのかどうするのかといったこともかなり大きな問題だと思いますので、是非一人でも住民がいる限りはそういう対策なども進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〈会長〉ありがとうございます。重要な視点をいただきました。他に何か、全然違う視点で重要な視点をいただける〇〇委員いかがですか。琵琶湖を一番よく見ていただいています。

すね。

〈委員〉〇〇です。琵琶湖の生態系を長年研究してきたのですが、下水の話は初めてというか、生態系に対する影響の話はいろいろ伺っているのですけれども、下水のシステムそのものは初めて伺いました。これから勉強させていただきます。

〈会長〉ありがとうございます。他に何かご意見があればどうぞいかがですか。

〈臨時委員〉ふだん私はテクノロジーの方から見ているので経営についてはよくわかりませんが、琵琶湖への負荷削減のために下水道の整備等をおこなうとき、県において人口普及率を計画に用いることは妥当だと思いますが、実質的に下水道が有効に機能しているかどうかという点では、接続率が問題になってきます。接続率をどのように上げるか、実際先ほど〇〇委員が言われたように法律的に接続を強制するすべがないのですが、折角作ったすばらしい下水道を有効活用する上で、やはり県の条例などで、ある程度接続を推進するような施策も必要ではないかと思います。琵琶湖の環境保全を考えたときに、例えば接続に対する補助を出すなどといったことも含めて、整備した下水道システムを実質的に有効に活用できるような方策を、今後の計画の中で具体的なものとして入れ込んでいけたらと思います。

〈会長〉ありがとうございます。それではどうぞ、〇〇委員。

〈臨時委員〉私も技術なのですが、水処理の技術はやはり施設を設置した後の維持管理の技術が非常に重要であり、その技術を継承していくことが非常に重要であります。今、非常にきれいな水で県の下水処理から出ていますし、そこで働いている方が内容を周知したこと、あるいは管渠も整備したということですので、大きな下水道の方は比較的成功している。ところがどんどん数が減っている浄化槽であるとか、あるいは農業集落排水施設、これもやはり内容を熟知している技術者を残す必要があると思うのですが、そこで働く、技術を継承していくようなそういうシステムも必要であると思うので、今後その集落排水の接続、合併浄化槽との調整も非常に重要だとは思いますが、そこを維持管理していく技術、そういった議論をどう考えていくかということも非常に重要であると思います。

〈会長〉ありがとうございます。お時間がせまってきましたので質疑はこの辺で終わらせていただきます。

(5) その他

○ 事務連絡

事務局より次回の部会について説明。

経営部会は 11 月 30 日に開催します。基本計画部会は 2 月下旬に開催を予定していますので、また日程調整をさせていただきます。

〈委員〉ひとつ質問いいですか。経営部会は 11 月に行うということで、先ほどのこの資料 3 のスケジュールだと審議会が 11 月と 2 月と書いてありますが、これは部会のことですか。答申をするにあたってこの審議会を通さずに答申がされるとそういうことですか。

〈事務局〉お答えします。一応規約上は部会の議決を持って審議会の議決とすることができるということでありまして、今のところ部会単位で答申案を出そうと思っております。ただ重要な案件でどうしてもこれは全体で討議すべきだなというご意見がございましたら全体の会議という形を取ることもできると考えております。それはまた、進行の状況によって、または皆様のご意見をもってそのやり方を考えていきたいと思っております。

〈委員〉今、僕もちょっと気になっていたのですが、条文の中に「審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とする」とありますが、「その定めるところにより」の内容がよくわからなくて、これは審議会で定めるという解釈でよろしいのでしょうか。

〈事務局〉今申し上げたことが、今〇〇委員がおっしゃったことと私がお答えしたところがそういう意味だということです。この審議会の中で、この案件については部会に任せましょうということであれば、そういうことです。原則としてそちらでやる方が効率的だと思っていたのでそういう風に説明させてもらったのですが、規約上はそうなっていて、部会にやることのできるということです。

〈委員〉この審議会で、それを定めたということですか。僕は、そういう風な理解はしていないのですが。部会が設置されます、メンバーはこの方々です、部会長はこの方です、というのは定めたと思っていますが、その今の条文の「定めるところにより」というのは、どこでも審議していないなという風に理解をしているのですが。

〈事務局〉基本的に部会をそれぞれ設置します、委員の皆さんはこういった方々でお願いします、部会長はこうします、あと部会におけるそれぞれの審議事項ということでご説明したと思いますので、その案件についてそれぞれの部会に付託をしたという形をとったという風に我々としては考えていたのですが、その点につきまして我々の考え方が違う、そ

れじゃあ納得できないというご意見でございましたら、この場でもう一回我々の考え方、つまりそれぞれの部会に付託する議事の中身、それについて部会に任せるということについて再度ご審議いただくことをお願いします。

〈委員〉今日の筋からすると、〇〇委員の発言からすると、県民負担が発生する場合がありますので慎重審議をお願いしたいということが出てきたわけですから、経営部会としてはそれを踏まえて、やっぱり経営部会として決めたことについては、この審議会を通した方が多分妥当ではないかと思います。

〈会長〉そうですね。経営部会と基本計画部会と二つあるのですが、最終的にこの全体の審議会がまとめたものを知事に対して答申を出すということですから、どこかで全体の議論はせざるを得ないですね。まず経営部会は経営部会で先行して議論をやっていただいて、途中で中間段階になったときにご報告をいただくというのがあって、さらに議論していただいて、最終的に我々のこの委員会が全体の総意として知事に対して答申を出す必要がありますので、どこかで両部会が議論するという、両部会の内容を全体で議論するというのはあると思います。それはやらざるを得ないと思います。

〈事務局〉11月30日に経営部会がありますので、それは予定通りさせていただいて、2月末には両方の部会を予定させていただいていますので、その辺を日程調整させていただいて、経営部会の審議の中身、それを踏まえて我々の検討結果というのを、なるべく全体でお話ができるような段取りを組ませていただこうかなと、これについては少し検討させていただきます。

〈委員〉今のお話ですけれども〇〇委員がおっしゃった施行規則、滋賀県の規則の抜粋ですけれども、やはり18条の5項は「審議会は、その定めるところにより、部会の議決を持って審議会の議決とするところができる」ですから特例ですよ。審議会がそう定めたらいいと言っていて、定めていないですから、それをかけないと答申を出せないです。そこはしっかりやっていたかないと、条例違反だと思いますよ。よろしく願いいたします。

〈委員〉部会が二つで議題が4つありますけれども、4つがそれぞれ独立に存在しているわけではなくて、4つが関係していますよね。それと経営部会の方も議論してくると全部一体のような気がして、別々に議論もさせていただきますが、そういう意味ではそれぞれの部会での議論の内容あるいは結果みたいなものを、やはり審議会ですら違った部会の方にもお示しして、「ではここは」という議論をした方がいい答申ができあがるのではないかと、そういう意図もあつての発言です。ぜひお願いします。

〈会長〉私もそう思います。ここは事務局の方で調整をお願いします。そうなると思いませんけれども。自然にね。

〈事務局〉そうですね。委員の皆さんと議論をする中でそういう感じというものもあったのですけれども、一方で皆さんの日程調整とか非常に全部の議題をやっていくと今日みたいな形になっていく可能性があるので、効率性を考えて今回のような選択をさせていただいたのですけれども、委員の皆さまからのご総意ということで、むしろそのほうがいいのだということであればその方向で検討させていただきます。

○ 閉会あいさつ

〈事務局〉今日は、長時間にわたりまして、特に初めてということもある中で非常に深い議論まで入っていただいた部分もございます。短い時間の中で専門的な用語等が多くてわからない部分もあったかと思いますが、本当に皆さんありがとうございます。もし、今日お配りした資料の中でわからない部分等がございましたら、気軽に言っていただければこちらの方で再度ご説明に上がるということも考えておりますので、ご連絡をお願いいたします。

それから、運営のやり方につきましても今回審議会を設けてやるということが初めての経験でございますし、いくつかの計画なり構想なりというものを同時に審議していくというようなやり方もあまり他にはないと思いますので、いろいろと皆さんにご迷惑をおかけするかと思いますけれども、先ほど〇〇委員からもご指摘がありましたように、市町、県民の皆様とも連携した形で進めていくという意味での審議会でございます。決してアリバイづくりという意味ではございません。今までどちらかというところの意思決定というのがはっきりとした形でやってこられなかったということもございますので、こういった形で我々の意思決定のプロセスをはっきりしていこうと。

かつ〇〇委員も出ていただいているのですけれども、県と市町が流域下水道協議会というのをつくって、そこで今後の下水道のあり方みたいなものと事業のやり方、こういったものも含めてお話をしております。その中で今、お話にありましたコストの問題ですとか不明水の問題ですとか、そういったことについても協議をさせていただいています。この場で協議した、審議会でも協議した内容を十分踏まえた上で、今申し上げました市町との協議会の中でまたそれをさらにまとめていく、そういったプロセスを経まして、我々の施策を決定していく、そのための審議会であるをご理解いただきたいと思っております。

ただ運営の仕方につきましては慣れていない部分もございます。いくつか新しい観点の課題という部分も出ていきました。今のところ我々としては、先ほど申し上げたいくつかの計画についてご議論をいただくという風に考えていたのですけれども、もっと下水道の

総合的な施策についてもご意見をいただきましたので、こういった問題、課題をどういう風に扱っていくかということについて、また我々の方で考えた上で、例えば定例の会議、全体の会議、そういったところで別途やるのか、あるいは全体の中期ビジョンという中で総合的な施策といったものを検討していますのでその中でやるのか、そういったことも含めて少し考えさせていただきたいと思います。今日は本当に貴重なご意見等ありがとうございました。

〈委員〉最後に本日の議事録はどのような風に確定するのかだけ教えてほしいのですが。

〈事務局〉まず事務局案を作成させていただき、皆様に見ていただき、文字修正があるか見ていただき、それを持って最終的に委員名等はふせた形で公開していきたいと考えています。

〈事務局〉それではお時間となりましたので、閉会させていただきます。本日はありがとうございました。